

令和6年第1回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議案

議案第23号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について (議案書5ページ)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）の一部改正に伴い、規定の整備をしようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 法律の改正に伴う引用規定の整備

マイナンバー法の一部改正により、迅速な情報連携を実現するため、情報連携ができる事務を定めた同法別表第2が廃止され、マイナンバーの利用ができる事務を定めた同法別表第1への統合により、統合後の別表において規定された事務に加え、当該事務に準ずる事務についても、下位法令に規定することで情報連携を行うことが可能となった。

これに伴い、廃止された同法別表第2を引用している規定を、改正後の同法で使用する用語に改める（第4条第1項及び第3項改正関係）。

(2) 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日

(担当課：総務課)

議案第24号

佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正について (議案書6ページ)

本市の行政職給料表や級別基準職務表は、8級制を採用しているが、総務省通知によると、「市町村の規模、行政組織等に応じた対応関係や等級数を考慮しつつ、適切に等級別基準職務表を定める必要がある。」とされており、また、九州県内における本市と同規模の自治体のほとんどが7級制を採用している状況下にあることから、本市においても8級制を廃止し、7級制に移行しようとするほか、勤務地が佐伯市外にある職員の通勤手当の見直しを行おうとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 8級制の廃止

ア 行政職給料表の改正

職務の級が8級までとなっている現行の行政職給料表から、8級部分を削除する（別表第1改正関係）。

イ 級別基準職務表の改正

上記アの改正に伴い、級別基準職務表に掲げる役職名を次のとおり改める

(別表第2改正関係)。

職務の級	改正前	改正後
6級	課長 次長（議会） 事務局長（委員会等） 参事 課長補佐 事務局長補佐（委員会等） 困難室長 課長（消防） 副署長（消防） 参事（消防） 課長補佐（消防）	課長 <u>振興局長</u> 次長（議会） 事務局長（委員会等） 参事 課長補佐 事務局長補佐（委員会等） 困難室長 <u>次長（消防）</u> <u>署長（消防）</u> 課長（消防） 副署長（消防） 参事（消防） 課長補佐（消防）
7級	次長 <u>振興局長</u> 困難課長 困難次長（議会） 困難事務局長（委員会等） <u>次長（消防）</u> <u>署長（消防）</u> <u>困難課長（消防）</u>	<u>部長</u> <u>局長</u> <u>事務局長（議会）</u> 次長 困難課長 困難次長（議会） 困難事務局長（委員会等） <u>消防長</u>
8級	<u>部長</u> <u>局長</u> <u>事務局長（議会）</u> <u>困難次長</u> <u>消防長</u> <u>困難次長（消防）</u>	<u>【削除】</u>

ウ 現給保障の措置

上記ア及びイの改正に伴い、現行の8級及び7級の職員が不利益とならないように、職務の級及び号給の切替えにより生じる給料の差額を現給保障する（附則第4項関係）。

エ 扶養手当の額の据置き

子以外の扶養手当の月額、現行の8級の職員については、3,500円（7級以下の職員は6,500円）となっているため、職務の級の切替えにより7級となった場合においても現行の額に据え置く（附則第6項関係）。

(2) 通勤手当の見直し

ア 通勤手当の上限額の見直し

職員に支給する通勤手当については、佐伯市内での通勤を想定して、通勤距離の上限を50kmとして手当の額を設定していたが、大分県庁への研修派遣等で勤務地が佐伯市外となる事案があることから、自動車等を使用することを常例とする職員に係る通勤手当の上限額を次のとおり改める（第15条第2項第3号改正関係）。

区分	改正前	改正後	差額
通勤手当の上限額	2万7,200円	3万3,000円	5,800円

<参考：佐伯市職員の通勤手当に関する規則別表関係>

距離区分	改正前	改正後	差額
2km～3km未満	4,700円	4,700円	—
3km～4km未満	5,200円	5,200円	—
4km～5km未満	5,800円	5,800円	—
5km～6km未満	6,300円	6,300円	—
6km～7km未満	6,800円	6,800円	—
7km～8km未満	7,300円	7,300円	—
8km～9km未満	7,800円	7,800円	—
9km～10km未満	8,300円	8,300円	—
10km～11km未満	9,000円	9,200円	200円
11km～12km未満	9,600円	9,600円	—
12km～13km未満	10,200円	10,200円	—
13km～15km未満	11,000円	11,000円	—
15km～20km未満	12,800円	13,100円	300円
20km～25km未満	14,900円	15,400円	500円
25km～30km未満	16,900円	17,900円	1,000円
30km～35km未満	18,800円	20,200円	1,400円
35km～40km未満	21,000円	22,700円	1,700円
40km～45km未満	23,200円	25,000円	1,800円
45km～50km未満	25,400円	27,200円	1,800円
50km～55km未満	27,200円	29,400円	2,200円
55km～60km未満 (新)	27,200円	30,500円	3,300円
60km～65km未満 (新)	27,200円	31,500円	4,300円
65km～ (新)	27,200円	33,000円	5,800円

イ 特別料金等の支給

勤務地が佐伯市外の職員で、特急や高速道路等の利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものについては、その利用に係る特別料金等を通勤手当として加算する（改正後の第15条第3項及び第4項追加関係）。

(3) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：総務課)

議案第 25 号

佐伯市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について (議案書 9 ページ)

地方自治法等の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするほか、大分県人事委員会の勧告等に鑑み、当該職員に支給する期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

地方自治法の一部改正により、令和 6 年度からパートタイム会計年度任用職員について、国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、勤勉手当の支給が法律上可能となった。

一方、フルタイムの会計年度任用職員については、現行法上において勤勉手当の支給は可能であったが、支給しないことを基本とする旨の通知が総務省から発出されていたところ、今回の法改正に併せ、フルタイムの会計年度任用職員に対しても、令和 6 年度から勤勉手当を支給するよう通知が発出された。

これに伴い、令和 6 年度から本市の会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとし、その支給割合の上限を「勤勉手当基礎額の 1.025 月分」とする（第 2 条第 1 項及び第 4 条第 1 項改正関係並びに第 2 条第 10 項及び第 4 条第 5 項追加関係）。

(2) 会計年度任用職員に対する期末手当の支給割合の改定

大分県人事委員会の勧告等に鑑み、一般職の常勤職員の例により、令和 6 年度以降に支給する期末手当の支給割合の上限を、現行の「期末手当基礎額の 1.20 月分」から「期末手当基礎額の 1.225 月分」に改める（第 2 条第 9 項及び第 4 条第 4 項改正関係）。

(3) 佐伯市職員の育児休業等に関する条例の改正（附則第 2 項による改正）

上記（1）の改正に伴い、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含めるための規定の整備を行う（第 7 条第 2 項及び第 8 条改正関係）。

(4) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

(担当課：総務課)

議案第 26 号

佐伯市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正について (議案書 11 ページ)

一般社団法人佐伯市観光協会と株式会社まちづくり佐伯は、発展的な統合によって観光・まちづくりを一体的に推進する法人を設立し、新たな法人が地域の稼ぐ力を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する観光地域づくり法人「佐伯版DMO」として、地域経営の司令塔となることを目指している。

今回、その新たな法人として、「一般財団法人観光まちづくり佐伯」が設立された。

これにより、今後、一般社団法人佐伯市観光協会は、解散・清算手続を行うこととなるため、現在、本市が派遣を行っている一般社団法人佐伯市観光協会への派遣を終

了し、令和6年度から「一般財団法人観光まちづくり佐伯」に本市の職員を派遣することができるようにしようとするものである。

＜改正の内容＞

(1) 派遣先団体の変更

職員を派遣することができる団体を、次のとおり改める（第2条第1項第1号改正関係）。

改正前	改正後
一般社団法人佐伯市観光協会	一般財団法人観光まちづくり佐伯

(2) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：総務課)

議案第27号

佐伯市行政組織条例の一部改正について

(議案書12ページ)

令和6年度の組織改編に伴い、地方自治法第158条第1項後段の規定により市長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について定めた「佐伯市行政組織条例」を改めるとともに、関係条例において引用する課の名称等を改めようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 佐伯市行政組織条例の改正

観光ブランド推進部において、多様化する国際化への対応、都市間交流、本市に在住する外国人への対応等を幅広く行うため、同部の事務分掌に「国際交流に関すること」を追加する（第2条第4号改正関係）。

(2) 関係条例の改正

上記(1)の改正を始めとした令和6年度の組織改編に伴い、「佐伯市地籍調査事業推進協議会条例」及び「佐伯市城下町観光交流館条例」において引用する課の名称等を改める（附則第2項及び第3項関係）。

(3) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：行政マネジメント課)

議案第28号

佐伯市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

(議案書13ページ)

令和3年4月に消防庁長官から、全国的な消防団員数の減少等を踏まえ、団員の確保に向け、年額報酬、出勤報酬等の団員の処遇の改善に向け取り組むべき事項や留意事項が示された。

これを受け、本市では、県内市町村の団員報酬及び出勤報酬の状況を注視し、国の定める基準額まで徐々に引き上げていく方針で、本市の団員の処遇の改善を図るため、報酬等の見直しを行い、令和4年3月定例会において、本条例の改正を行ったところである。

令和4年度以降において、県内を始め全国的にも多くの市町村が国の定める基準額に達する条例改正を行っていることから、本市の団員の更なる処遇の改善を図るため、国の定める基準額に達する報酬の見直しを行うほか、費用弁償の見直しや報酬等の支給時期の見直しを行おうとするものである。

<改正の内容>

(1) 報酬の見直し

ア 年額報酬の見直し

基本消防団員（副分団長、部長、班長及び団員）の年額報酬を次のとおり改める（第14条第2項第5号から第8号まで改正関係）。

階級	改正前 (年額)	改正後 (年額)	差額	国の基準 (参考)
団長	159,900 円	159,900 円	—	82,500 円
副団長 方面隊長	105,200 円	105,200 円	—	69,000 円
方面副隊長	74,000 円	74,000 円	—	—
分団長	68,400 円	68,400 円	—	50,500 円
副分団長	36,200 円	45,500 円	9,300 円	45,500 円
部長	31,100 円	42,000 円	10,900 円	37,000 円
班長	26,000 円	37,000 円	11,000 円	37,000 円
団員	23,000 円	36,500 円	13,500 円	36,500 円

イ 出勤報酬の見直し

出勤報酬を次のとおり改める（第14条第7項改正関係）。

区分	改正前 (1回につき)	改正後 (1回につき)	差額	国の基準 (参考)
災害出勤	3,500 円	4,000 円	500 円	8,000 円
警戒、捜 索等	(8時間超 7,000 円)	(4時間超 8,000 円)	(1,000 円)	
訓練等	3,000 円	2,500 円	△500 円	

(2) 費用弁償の見直し

現行、団員が職務に従事するために出勤したときに支給する費用弁償については、「佐伯市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」に定めるところにより、距離に応じて支給することとなっているが、出勤に際しては、その状況や時間によりその都度距離が異なるため、手続面において団員の負担となり、また、適正な距離算出の面で事務上の課題もあることから、これを「1回につき600円」の定額支給に改める（第15条第1項及び第3項改正関係）。

(3) 報酬等の支給時期の見直し

現行、年額報酬、出勤報酬及び費用弁償は、いずれも「4月～翌年3月分」を翌年度の4月に年1回で支給しているが、回数を増やしてほしい旨の団員からの要望もあり、また、一括支給により事務への支障が生じる課題もあることから、これらを「4月～9月分」と「10月～翌年3月分」の2期に分け、各期の最終月の翌月に年2回で支給する（第16条第1項及び第2項改正関係）。

係)。

(4) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：消防総務課)

議案第 29 号

佐伯市手数料条例の一部改正について

(議案書 15 ページ)

全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務についての手数料は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下「標準手数料政令」という。）」で定める額を標準として条例で定めなければならないこととされている。

「屋外貯蔵タンクの浮き屋根の安全対策について（令和2年3月27日付け消防危第84号通知）」により、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の安全対策が強化され、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置等に係る審査時間が増加している実態等を踏まえ、今回、標準手数料政令が改正されたことに伴い、標準手数料政令で定める額と同額の手数料に改定しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 手数料の改定

「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査」に係る手数料を次のとおり改める（別表第6改正関係）。

貯蔵最大数量	改正前	改正後	差額
1,000 kL～5,000 kL 未満	118 万円	145 万円	27 万円
5,000 kL～1 万 kL 未満	141 万円	172 万円	31 万円
1 万 kL～5 万 kL 未満	159 万円	192 万円	33 万円
5 万 kL～10 万 kL 未満	195 万円	236 万円	41 万円
10 万 kL～20 万 kL 未満	227 万円	274 万円	47 万円
20 万 kL～30 万 kL 未満	455 万円	564 万円	109 万円
30 万 kL～40 万 kL 未満	582 万円	724 万円	142 万円
40 万 kL～	707 万円	879 万円	172 万円

※上記に連動して、「当該貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査」に係る手数料（上表の手数料の2分の1）、「当該貯蔵所の設置の許可に係る完成検査」に係る手数料（上表の手数料の2分の1）及び「当該貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査」に係る手数料（上表の手数料の4分の1）も引き上げられる。

(2) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：予防課)

議案第 30 号

佐伯市監査委員条例の一部改正について

(議案書 16 ページ)

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整理をしようとするものである。

<改正の内容>

(1) 法律の改正に伴う引用条項の整理

地方自治法の一部改正により、同法に「条項ずれ」が生じることに伴い、当該条項を引用している規定を改正後の条項に改める（第5条改正関係）。

(2) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：監査委員事務局)

議案第31号

佐伯市過疎地域持続的発展計画の変更について

(議案書 17 ページ)

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、過疎地域持続的発展計画について、重要な変更をしようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経て、これを主務大臣に提出しなければならないこととされている。本議案は、佐伯市過疎地域持続的発展計画（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の計画の変更内容は、令和6年度以降に実施予定の事業の財源として過疎対策事業債の活用が見込まれることから、産業の振興に係る事業計画に産業振興促進事項に該当する事業を3件追加するほか、第2次佐伯市総合計画後期基本計画に定める目標指標との整合を図るため、18件の目標指標を変更しようとするものである。

(1) 産業振興促進事項に該当する事業の追加

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
基盤整備 農業	水田畑地化推進基盤整備事業 (山梨子地区)	大分県
漁港施設	米水津地区水産物供給基盤機能保全事業	佐伯市
地場産業の振興 加工施設	林業・木材産業構造改革事業	佐伯市

(2) 目標指標の変更

- ア 施策による移住者数（累計）
- イ 農地中間管理機構集積面積（総数）
- ウ 子牛生産率
- エ 企業立地件数
- オ 観光入り込み客数
- カ 宿泊者数
- キ 創業件数（総数）
- ク コミュニティバスの1便当たりの利用率
- ケ 旧路線バス継承分の1便当たりの利用率
- コ 老朽化した管路の更新による耐震化
- サ 子育て支援サービスの認知度

- シ 就労継続支援（B型）の利用人数
- ス 共同生活援助（グループホーム）の利用人数
- セ 公民館の耐震化率（改修）
- ソ 家庭教育講座の実施回数
- タ 子ども司書の認定者数（総数）
- チ 新たな地域コミュニティ組織設置地域数（累計）
- ツ さいき城山桜ホール入館者数

（担当課：政策企画課）

議案第 32 号

荒網代東辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について （議案書 20 ページ）

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更しようとする場合は、当該市町村の議会の議決を経て、これを総務大臣に提出しなければならないこととされている。

令和 6 年度以降に実施予定の事業に対して辺地対策事業債を充当する予定であることから、総合整備計画を変更する必要が生じたため、「荒網代東辺地に係る公共的施設の総合整備計画」の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の整備計画の変更内容は、「漁業集落環境整備事業」の追加であり、その事業費、財源内訳及び辺地対策事業債の予定額を計上する。

<漁業集落環境整備事業の概要>

（1）事業の目的

荒網代地区漁業集落排水処理施設は、供用開始から 21 年が経過しており、老朽化等による処理能力の低下が懸念され、当該処理区域の環境衛生に悪影響を及ぼしかねない。当該処理区域の環境衛生を維持するとともに、漁港及びその周辺の公共用水域の水質の保全等に資するため、施設の整備を行い、長寿命化を図る必要がある。

（2）事業の内容

- ア 令和 6 年度
処理施設・管路施設改築工事 一式
- イ 令和 8 年度
処理施設・管路施設改築工事 一式

（3）事業費及び財源内訳

（単位：千円）

事業費	財源内訳			
	県支出金	下水道事業債	辺地対策事業債	一般財源
19,950	9,000	4,900	4,900	1,150

※当該漁業集落環境整備事業については、荒網代東辺地及び荒網代西辺地を包括して一つの事業としているため、その事業費は、2 辺地の合計額である。

（担当課：政策企画課）

議案第 33 号

荒網代西辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (議案書 23 ページ)

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 1 項の規定により、「この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て総合整備計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならない」こととされている。

令和 6 年度以降に実施予定の事業に対して辺地対策事業債を充当する予定であることから、総合整備計画を策定する必要が生じたため、「荒網代西辺地に係る公共的施設の総合整備計画」の策定について、議会の議決を求めようとするものである。

荒網代西辺地は、大入島の東部に位置し、市の中心部から約 6.8 km の距離にある人口 87 人の集落である。

公共的施設の整備計画の計画期間は令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間であり、整備計画の内容は「漁業集落環境整備事業」である。

<漁業集落環境整備事業の概要>

議案第 32 号の記載内容と同様である。

(担当課：政策企画課)

議案第 34 号

南田原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (議案書 26 ページ)

議案第 33 号と同様に、南田原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議会の議決を求めようとするものである。

南田原辺地は、佐伯市の中心部から南西へ約 35 km の距離にある人口 217 人の集落である。

公共的施設の整備計画の計画期間は令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間であり、整備計画の内容は「林業・木材産業構造改革事業」である。

<林業・木材産業構造改革事業の概要>

(1) 事業の目的

市産材の需要拡大と原木の流通・加工・製品流通での低コスト化を促進し、また、スギ大径材の価値を高めるため、佐伯広域森林組合が国及び大分県の助成を受けて整備する木材加工処理施設等の整備に係る費用の一部を市が助成する。

(2) 事業の内容

令和 6 年度

建屋工事（製品保管庫 2 棟） 一式

加工設備（フィンガージョイント機械等） 一式

既存製材施設改良 一式

フォークリフト 2 台

(3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳			
	国庫補助金	県支出金	辺地対策事業債	一般財源
884,023	529,234	176,800	88,900	89,089

(担当課：政策企画課)

議案第 35 号

大島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
(議案書 29 ページ)

議案第 33 号と同様に、大島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議会の議決を求めようとするものである。

大島辺地は、鶴見半島の北約 550m の距離にある人口 87 人の集落である。

公共的施設の整備計画の計画期間は令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間であり、整備計画の内容は「漁業集落環境整備事業」である。

＜漁業集落環境整備事業の概要＞

(1) 事業の目的

鶴見大島地区漁業集落排水処理施設は、供用開始から 37 年が経過しており、老朽化等による処理能力の低下が懸念され、当該処理区域の環境衛生に悪影響を及ぼしかねない。当該処理区域の環境衛生を維持するとともに、漁港及びその周辺の公共用水域の水質の保全等に資するため、施設の整備を行い、長寿命化を図る必要がある。

(2) 事業の内容

- ア 令和 6 年度
処理施設・管路施設改築工事 一式
- イ 令和 8 年度
処理施設・管路施設改築工事 一式

(3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳			
	県支出金	下水道事業債	辺地対策事業債	一般財源
18,900	8,500	4,700	4,600	1,100

(担当課：政策企画課)

議案第 36 号

畑野浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
(議案書 32 ページ)

議案第 33 号と同様に、畑野浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議会の議決を求めようとするものである。

畑野浦辺地は、佐伯市蒲江の北端に位置し、その中心は、蒲江振興局から約 12 km の距離にある人口 895 人の集落である。

公共的施設の整備計画の計画期間は令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間であり、

整備計画の内容は「市道小浦浜線の整備」、「非常備消防施設整備事業（消防機庫建設事業）」及び「産地基幹農道整備事業」である。

<市道小浦浜線の整備の概要>

(1) 事業の目的

現況の小浦浜線は、幅員が狭小であることから緊急車両等の通行に支障を来しており、車両交通及び歩行者の安全を図るため、小学校解体により確保可能となる用地を利用し、道路環境を整備する必要がある。

(2) 事業の内容

令和6年度
道路改良工事（舗装工） L=100m

(3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳	
	辺地対策事業債	一般財源
5,600	5,600	0

<非常備消防施設整備事業（消防機庫建設事業）の概要>

(1) 事業の目的

佐伯市消防団蒲江方面隊上入津分団（第1部（小前）、第2部（高坊）、及び第3部（亀の甲））の団員数減少により3部が統合する。それぞれの部の消防機庫は、昭和54年から平成元年までに建築され、地域の消防団員活動を行うための重要な拠点施設であるが、建築後35年以上が経過し、老朽化も著しいため、部統合後の消防機庫を新たに整備する必要がある。

(2) 事業の内容

令和6年度
消防機庫建設工事 一式

(3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳		
	森林環境譲与税 基金繰入金	辺地対策事業債	一般財源
48,778	7,500	41,100	178

<産地基幹農道整備事業の概要>

(1) 事業の目的

当該地区では、高収益作物への転換が実施されており、農業生産力の向上が期待されているが、国道から農地等へアクセスする農道が狭小であり大型車の進入ができないため、道路環境を整備する必要がある。

(2) 事業の内容

- ア 令和6年度
用地測量・用地買収 一式
- イ 令和7年度
農道整備 L=494m
- ウ 令和8年度

農道整備 L=731m

(3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳	
	辺地対策事業債	一般財源
21,280	12,100	9,180

(担当課：政策企画課)

議案第 37 号

木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(議案書 35 ページ)

議案第 32 号と同様に、木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の整備計画の変更内容は、「木浦水源導水ポンプ盤の更新整備」の追加であり、その事業費、財源内訳及び辺地対策事業債の予定額を計上する。

<木浦水源導水ポンプ盤の更新整備の概要>

(1) 事業の目的

宇目木浦飲料水供給施設に設置している導水ポンプ盤の老朽化に伴い、ポンプの安定制御が見込めない状況である。

よって、安全で良質な水道水を安定的に供給するためには、導水ポンプ盤を更新する必要がある。

(2) 事業の内容

令和 6 年度

導水ポンプ盤の更新 一式

(3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳	
	辺地対策事業債	一般財源
4,070	4,000	70

(担当課：政策企画課)

議案第 38 号

梶寄浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(議案書 39 ページ)

議案第 32 号と同様に、梶寄浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の整備計画の変更内容は、「漁業集落環境整備事業」に係る事業費の増額であり、その事業費、財源内訳及び辺地対策事業債の予定額を計上する。

(1) 計画の変更内容

処理施設一式の事業費を増額する。

(2) 計画の変更理由

施設の老朽化が著しく、整備部分が増えたため

(3) 事業費及び財源内訳の変更内容

(単位：千円)

項目	事業費	財源内訳			
		国庫補助金	下水道事業債	辺地対策事業債	一般財源
① 変更前	31,485	14,850	7,600	7,300	1,735
② 変更後	42,000	20,000	9,900	9,800	2,300
③ 今回計上額 (③=②-①)	10,515	5,150	2,300	2,500	565

(担当課：政策企画課)

議案第 39 号

尾浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(議案書 42 ページ)

議案第 32 号と同様に、尾浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の整備計画の変更内容は、「市道真浦縦貫 1 号線の整備」の追加であり、その事業費、財源内訳及び辺地対策事業債の予定額を計上する。

<市道真浦縦貫 1 号線の整備の概要>

(1) 事業の目的

現況の真浦縦貫 1 号線は、幅員が狭小であることから緊急車両等の通行に支障を来しているため、支障となっている市道真浦 3 号線との交差箇所を拡幅することで、緊急車両等の通行を容易にし、利便性の向上を図る必要がある。

(2) 事業の内容

- ア 令和 6 年度
用地測量・用地買収 一式
- イ 令和 7 年度
離合箇所整備 一式

(3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳	
	辺地対策事業債	一般財源
5,700	5,700	0

(担当課：政策企画課)

議案第 40 号

佐伯市空家等対策協議会条例及び佐伯市空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例の一部改正について

(議案書 45 ページ)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、規定の整理をしようとするものである。

<改正の内容>

(1) 法律の改正に伴う引用条項の整理

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、同法に「条項ずれ」が生じたことに伴い、次に掲げる条例において引用している当該規定を改正後の条項に改める。

ア 佐伯市空家等対策協議会条例（第1条による改正の第1条及び第2条第1号改正関係）

イ 佐伯市空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例（第2条による改正の第3条改正関係）

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：コミュニティ創生課)

議案第41号

佐伯市企業立地促進条例及び佐伯市貸工場及び佐伯市貸事業場条例の一部改正について

(議案書 46 ページ)

日本標準産業分類が改定されることに伴い、規定の整備をしようとするものである。

<改正の内容>

(1) 日本標準産業分類の引用規定の整備

日本標準産業分類は、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として設定された統計基準であり、全ての経済活動を産業別に分類したもので、これまで13回の改定が行われている。

この日本標準産業分類が改定される際は、総務省において告示がなされ、その都度、告示年番号が付されることとなる。

今回、この日本標準産業分類について、14回目の改定がされることに伴い、当該用語を引用している条例の改正の必要が生じたが、今後は、日本標準産業分類の改定に伴う条例改正への影響をなくすため、次に掲げる条例における引用を「総務省告示の年番号」の表示から「統計法に規定する統計基準として定められた分類」である旨の表示に改める。

ア 佐伯市企業立地促進条例（第1条による改正の第2条第1号改正関係）

イ 佐伯市貸工場及び佐伯市貸事業場条例（第2条による改正の第3条改正関係）

(2) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：商工振興課)

議案第42号

佐伯市道路占用料徴収条例の一部改正について

(議案書 47 ページ)

本市が令和6年度以降に徴収する道路占用料の額を改定するほか、新たに防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等に係る道路占用料の額を定めようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 道路占用料の額の改定

道路法施行令の一部改正により、指定区間内の国道における道路占用料の額が、令和3年度の固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた額に改定された。

この改定に伴い、大分県においても、九州各県の固定資産税評価額等の水準を踏まえた道路占用料の額に改定するため、令和6年3月大分県議会定例会において道路占用料徴収条例の改正案を提案する予定としている。

これらの改定に鑑み、本市における道路占用料の額について、大分県において改定予定の道路占用料の額と同額に改める（別表改正関係）。

(別添「道路占用料改定(新設)額」参照)

(2) 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等に係る道路占用料の額の新設

道路法の一部改正により、広域災害応急対策の拠点となる防災機能を有する道の駅等について、国土交通大臣が防災拠点自動車駐車場として指定する制度が創設され、道路法施行令の一部改正により、民間事業者等が防災拠点自動車駐車場に備蓄倉庫等を設ける場合は、その行為を占用と位置付け、占用に当たり道路管理者の許可を受けなければならないとされた。

これらの改正に伴い、大分県においても、九州各県の固定資産税評価額等の水準を踏まえた当該施設に係る道路占用料の額を定めるため、上記(1)の額の改定と併せて、令和6年3月大分県議会定例会において道路占用料徴収条例の改正案を提案する予定としている。

これらの改正に鑑み、本市における当該施設に係る道路占用料の額について、大分県において新設予定の道路占用料の額と同額に定める（別表改正関係）。

(別添「道路占用料改定(新設)額」参照)

(3) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：用地・管理課)

議案第43号

佐伯市手数料条例の一部改正について

(議案書51ページ)

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部改正により、同法の目的に、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進を図る旨が追加されたことに伴い、同法の題名が変更され、あわせて、同法施行規則の一部改正により、同省令の題名も変更されたことに伴い、規定の整理をしようとするものである。

<改正の内容>

(1) 法律及び省令の題名変更に伴う引用規定の整理

本条例において引用している「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」の題名を次のとおり改める（別表第4改正関係）。

改正前	改正後
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物のエネルギー消費性能の向上 <u>等</u> に関する法律
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	建築物のエネルギー消費性能の向上 <u>等</u> に関する法律施行規則

(2) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：建築住宅課)

議案第 44 号

佐伯市林業集会施設条例の一部改正について

(議案書 52 ページ)

佐伯市上城地区林業集会センターを、令和6年4月1日に廃止しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 施設の名称等に係る規定の削除

集会施設及び地区集会所に類する施設については、佐伯市公共施設等総合管理計画において、「新規整備はしない。地区譲渡を進めていく。」との方針が定められており、地区譲渡について、地区との協議を進めてきた。

今回、上城区が施設の譲渡受入れを決定し、令和5年9月に当該地区から市に対し、無償譲渡申請書の提出がなされた。

これに伴い、佐伯市上城地区林業集会センターの名称、位置及び対象区域の規定を削除する(第2条の表改正関係)。

(2) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：林業課)

議案第 45 号

佐伯市上城地区林業集会センターの指定管理者の指定の期間の変更について

(議案書 53 ページ)

佐伯市上城地区林業集会センターの指定管理者の指定の期間を変更することについて、地方自治法第244条の2第6項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

佐伯市上城地区林業集会センターの指定管理者については、令和2年12月定例会において、上城区がその指定の期間を「令和3年4月1日から令和8年3月31日まで」とすることとして議決を受けたところである。

しかし、議案第44号の改正の内容(1)に記載のとおり、当該施設の無償譲渡申請書が提出され、あわせて、当該施設の無償譲渡に係る指定管理者の指定期間の変更同意書が提出された。

これに伴い、当該指定管理者の指定の期間の末日を、当該施設の用途廃止の日(議案第44号の条例の施行期日)の前日に変更することについて、議会の議決を求めよう

とするものである。

<指定管理者の指定の期間の変更内容>

項目	指定の期間
変更前	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 （ 5 年間）
変更後	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日 （ 3 年間）

（担当課：林業課）

議案第 46 号

財産の無償譲渡について（佐伯市上城地区林業集会センター） （議案書 54 ページ）

地域振興を図るため、佐伯市上城地区林業集会センターを上城区自治会に無償譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

（1） 無償譲渡する財産（建物）

名称	所在	構造	床面積
佐伯市上城地区林業集会センター	佐伯市大字長谷字江下 6448 番地 1	木造瓦ぶき平家建	191.29 m ²

（2） 無償譲渡の相手方

佐伯市大字長谷 6448 番地 1

上城区自治会 会長 野々下 雅士

（3） 無償譲渡の目的

上城区自治会が、佐伯市上城地区林業集会センターを地域振興の拠点となる集会施設として活用するため

（担当課：林業課）

議案第 47 号

佐伯市漁港管理条例の一部改正について

(議案書 57 ページ)

漁港漁場整備法の一部改正により、同法の題名が変更されるとともに、漁港施設等活用事業制度の創設等がなされたことに伴い、本条例において引用している同法の題名を改めるほか、新たに創設された「漁港施設等活用事業(※)」に係る占用料の徴収対象者に関する規定の整備をしようとするものである。

(※)「漁港施設等活用事業」とは、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設、水面等を活用して水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業をいう。

<改正の内容>

(1) 法律の題名変更に伴う引用規定の整理

本条例において引用している「漁港漁場整備法」の題名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める(第1条改正関係)。

(2) 占用料の徴収対象者に関する規定の整備

漁港管理者から認定を受けた計画に係る漁港施設等活用事業の実施者を、水面又は土地を占用する場合における占用料の徴収対象者として新たに追加する(第13条第1項改正関係)。

(3) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：水産課)

議案第 48 号

佐伯市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

(議案書 58 ページ)

議案第30号と同様に、地方自治法の一部改正に伴い、規定の整理をしようとするものである。

<改正の内容>

(1) 法律の改正に伴う引用条項の整理

地方自治法の一部改正により、同法に「条項ずれ」が生じることに伴い、当該条項を引用している規定を改正後の条項に改める(第6条改正関係)。

(2) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：営業課)

議案第 49 号

佐伯市水道事業給水条例及び佐伯市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について

(議案書 59 ページ)

水道法等の一部改正により、現在、厚生労働省が所管している水道整備・管理行政のうち水質又は衛生に関する事務が、公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見を有する環境省に移管されるとともに、それ以外の事務が、水道の基盤の強化の観点から、社会資本の総合的な整備に関する知見を有する国土交通省に移管されることとなったことに伴い、規定の整理をしようとするものである。

<改正の内容>

(1) **水道法等の改正に伴う引用規定の整理**

ア 佐伯市水道事業給水条例の一部改正（第1条による改正）

本条例において引用している主務省令名を「厚生労働省令」から「国土交通省令」に改める（第5条、第6条第2項及び第36条第2項ただし書改正関係）。

イ 佐伯市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正（第2条による改正）

本条例において引用している主務大臣名を「厚生労働大臣」から「国土交通大臣及び環境大臣」に改める（第5条第1項第6号及び第2項第12号改正関係）。

(2) **施行期日**

令和6年4月1日

(担当課：営業課)

議案第50号

佐伯市鶴見海望パークの指定管理者の指定について

(議案書 60 ページ)

佐伯市鶴見海望パークの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(1) **指定管理者の候補者**

所在地 佐伯市鶴見大字地松浦 550 番地 30

団体名 三好コーポレーション株式会社

代表者 代表取締役 三好 辰子

(2) **指定期間**

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) **選定の方法**

公募

(4) **応募団体数**

2

(5) **選定委員会の選定理由（答申の概要）**

候補者は、地元で民宿まつ浦を経営しており、これまでの経験や実績に加えて、旅行会社との連携による誘客も見込め、地域の活性化に期待が持てる。

一方の申請者は、自前のシラスを活用し、少人数で小規模経営をしていく内容であったが、計画的には未確定な部分も見受けられた。

採点結果は、候補者が 480.5 点、一方の申請者が 425 点で、合議の結果、合計点が上回った候補者に全会一致で決した。

(6) **市からの委託料**

令和6年度分 500,000 円

指定期間内の総合計 2,500,000 円

(担当課：観光課)

議案第 51 号

財産の無償貸付けについて（旧佐伯税務署庁舎及びその用地） （議案書 61 ページ）

旧佐伯税務署庁舎及びその用地を「株式会社京都民際」に無償貸付けすることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

（1） 無償貸付けする財産

① 土地

所在	地番	地目	地積
佐伯市蟹田	3276 番 3	宅地	1,681.37 m ²

② 建物

名称	所在	構造	床面積
旧佐伯税務署庁舎	佐伯市蟹田 9 番 5 号	鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付き 2 階建	708.55 m ²

（2） 貸付けの相手方

京都府京都市右京区西京極北大入町 69 番地
株式会社京都民際 代表取締役 上田 直紀

（3） 貸付けの目的

旧佐伯税務署庁舎及びその用地を日本語教育機関を設置及び運営する企業に貸し付けることにより、地域居住人口の拡大等による地域経済の活性化を図るとともに、留学生と地域住民との交流を通じて多文化共生社会の推進を図るため

（4） 貸付期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）

（担当課：商工振興課）

議案第 52 号

佐伯市手数料条例の一部改正について （議案書 65 ページ）

全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務についての手数料は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下「標準手数料政令」という。）」で定める額を標準として条例で定めなければならないこととされている。

戸籍法の一部改正により、本籍地以外での戸籍（除籍）謄本等の請求ができるようになるほか、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号（※）の請求や電子化された届書等情報の内容の証明書の交付・閲覧ができるようになることから、今回、標準手数料政令が改正され、これらの事務に係る手数料が新たに定められたことに伴い、標準手数料政令で定める額と同額の手数料を新たに定めようとするものである。

（※）「戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号」とは、戸籍（除籍）を電子証明書として確認を行うために用いるパスワードのことをいい、その取得により、戸籍謄本等の添付を必要とする行政手続において、その添付を省略することができることとなる。（令和 6 年度末から運用開始予定）

<主な改正の内容>

(1) 手数料の新設

「本籍地以外での戸籍（除籍）謄本等の交付」、「戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行」及び「電子化された届書等情報の内容の証明書の交付・閲覧」に係る手数料を次のとおり定める（別表第2改正関係）。

区分	手数料
本籍地以外での戸籍謄本等の交付（広域交付） ※抄本についての交付開始時期は未定	1 通 450 円
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 ※マイナポータルで請求・発行を行う場合及び同一事項の戸籍謄本等と同時に請求する場合は無料	1 件 400 円
本籍地以外での除籍謄本等の交付（広域交付） ※抄本についての交付開始時期は未定	1 通 750 円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行 ※マイナポータルで請求・発行を行う場合及び同一事項の戸籍謄本等と同時に請求する場合は無料	1 件 700 円
電子化された届書等情報の内容の証明書の交付 ※右欄の括弧内は、上質紙を用いる場合の金額	1 通 350 円 (1,400 円)
電子化された届書等情報の内容の閲覧	1 件 350 円

(2) 施行期日

令和6年3月1日

(担当課：市民課)

議案第 53 号

佐伯市保健福祉総合センター和楽条例の一部改正について

(議案書 71 ページ)

令和6年度末をもって、こどもデイサービスセンター「宝島」を廃止しようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) こどもデイサービスセンター「宝島」の廃止

こどもデイサービスセンター「宝島」は、本市に児童デイサービスを行う事業所がなかったことから、平成11年に和楽内において「宝島」を設置し、当時は、民間事業所に委託を行い運営していたが、現在は、指定管理者制度を導入し、児童福祉法等の改正により再編された児童発達支援（※1）と放課後等デイサービス（※2）を実施している。

「宝島」の設置以降、民間施設の設置が進み、現在では、児童発達支援を行う民間施設が8施設、放課後等デイサービスを行う民間施設が9施設と増加しているため、今後も市が「宝島」の運営を継続していく必要性が低下し、設置時の目的は、概ね達成できたと判断したことから、現指定管理期間の満了をもって、こどもデイサービスセンター「宝島」を廃止する（第5章改正関係）。

(※1) 「児童発達支援」とは、主に未就学の障がいのある児童を対象に発達支援を行うことをいう。

(※2) 「放課後等デイサービス」とは、主に就学期の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行うことをいう。

(2) 施行期日

令和7年4月1日

(担当課：障がい福祉課)

議案第54号

佐伯市条例の廃止に関する条例及び佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について

(議案書 72 ページ)

令和6年度末をもって佐伯児童館、上浦児童館、弥生児童館及び蒲江児童館並びに弥生地域子育て支援センターを廃止するとともに、蒲江放課後児童クラブを新たに設置しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正 (第1条による改正)

ア 佐伯市児童館条例の廃止

児童館は、主に小学生を対象に児童の健康を増進し、情操を豊かにすることによって、その健全な育成を図ることを目的に昭和59年以降整備されてきた。

しかし、近年では、放課後児童クラブの普及やスポーツなどの習い事が一般的となり、小学生の過ごし方が大きく変化してきており、児童館の利用者は、未就学児とその保護者が多く占めるようになってきた。

未就学児の受け皿としては、既に市内で複数の地域子育て支援拠点事業が実施されていることから、サービスの重複も課題となっている。

よって、児童館は、その役割をほぼ終えつつあるため、現指定管理期間の満了をもって、「佐伯市児童館条例」を廃止する(本則第87号追加関係)。

イ 佐伯市地域子育て支援センター条例の廃止

上記アにより廃止する児童館のうち、弥生児童館は、隣接する弥生地域子育て支援センターと併せて、現在、指定管理者が一体的管理を行っている。今後、弥生地域における児童福祉事業の再構築を行うに当たり、これらの施設の一体的利用も視野に入れ、弥生児童館の廃止に併せて、現指定管理期間の満了をもって、「佐伯市地域子育て支援センター条例」を廃止する(本則第88号追加関係)。

(2) 佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正 (第2条による改正)

上記(1)アにより廃止する児童館がある地域のうち、蒲江地域の放課後児童健全育成事業については、蒲江児童館で行っているため、当該事業を継続する必要があることから、当該廃止する蒲江児童館を放課後児童クラブとして新たに設置するため、当該児童クラブの名称及び位置を定める(別表改正関係)。

(3) 施行期日

令和7年4月1日（指定管理者の指定等の準備行為は、公布の日）

（担当課：こども福祉課）

議案第55号

佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について

（議案書74ページ）

放課後児童クラブの開所時間については、その時間を拡大してほしいという要望が保護者から多く寄せられていた。

そのため、令和3年度から各クラブとの間で、開所時間の拡大について協議を重ねてきたところ、今回、各クラブとの調整が図れたことから、開所時間を変更しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 放課後児童クラブの開所時間の拡大

放課後児童クラブの開所時間を次のとおり変更する（第10条第1項改正関係）。

区分	改正前	改正後
平日	放課後～午後5時30分	放課後～午後6時
土曜日	午前8時30分～正午	午前8時～午後6時
長期休暇期間（※）	午前8時30分～午後5時30分	

（※）「長期休暇期間」とは、学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日をいう。

(2) 施行期日

令和7年4月1日

（担当課：こども福祉課）

議案第56号

佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（議案書75ページ）

現在、国においては、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制の見直しが順次行われている。

これを踏まえ、今回、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、運営規程の概要等の重要事項の書面掲示の義務付けを見直すとともに、電磁的方法による書面等の交付・提供を定めた規定の文言の適正化を図ろうとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 運営規程の概要等の重要事項の書面掲示の義務付けの見直し

特定教育・保育施設等が行わなければならない運営規程の概要等の重要事項の周知について、掲示の方法に加え、インターネットも利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする（第23条改正関係）。

(2) 電磁的方法による書面等の交付・提供を定めた規定の文言の適正化

特定教育・保育施設等が本条例の規定による書面等の交付・提供を電磁的方法により行う場合の記録媒体について、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるようにするため、特定の媒体の種類を示さない形の文言に改める（第53条第2項第2号改正関係）。

(3) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：こども福祉課)

議案第57号

佐伯市介護保険条例の一部改正について

(議案書76ページ)

第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までにおける介護保険の保険料基準額を設定し、所得段階区分及び保険料率を変更しようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 保険料率等の変更

令和6年度から令和8年度までにおける保険料基準額を69,600円（現行66,600円）とする。

また、保険料の所得段階区分や基準額に対する割合については、国の標準に準ずるものとし、所得段階区分については、13段階（現行9段階）とし、基準額に対する割合については、第1段階から第3段階までを変更するとともに、第10段階から第13段階までを新規に設定する。

これにより、保険料率を次のとおり改める（第3条改正関係）。

段階	対象者	割合	保険料率
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の場合 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	(改正前) 0.5	(改正前) 33,300円
		↓ 軽減後 0.3	↓ 軽減後 19,980円
		(改正後) 0.455	(改正後) 31,660円
		↓ 軽減後 0.285	↓ 軽減後 19,830円
第2段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の者	(改正前) 0.725	(改正前) 48,285円
		↓ 軽減後 0.475	↓ 軽減後 31,635円
		(改正後) 0.685	(改正後) 47,670円
		↓ 軽減後 0.485	↓ 軽減後 33,750円

第3段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超えている者	(改正前) 0.75 ↓ 軽減後 0.7	(改正前) 49,950 円 ↓ 軽減後 46,620 円
		(改正後) 0.69 ↓ 軽減後 0.685	(改正後) 48,020 円 ↓ 軽減後 47,670 円
第4段階	・本人は市民税非課税であるが、同世帯に市民税の課税者がいて、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	0.9 (変更なし)	(改正前) 59,940 円
			(改正後) 62,640 円
第5段階	・本人は市民税非課税であるが、同世帯に市民税の課税者がいて、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えている者	1.0 (基準額)	(改正前) 66,600 円
			(改正後) 69,600 円
第6段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の者	1.2 (変更なし)	(改正前) 79,920 円
			(改正後) 83,520 円
第7段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.3 (変更なし)	(改正前) 86,580 円
			(改正後) 90,480 円
第8段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.5 (変更なし)	(改正前) 99,900 円
			(改正後) 104,400 円
第9段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上 420万円未満 の者	1.7 (変更なし)	(改正前) 113,220 円
			(改正後) 118,320 円
第10段階 (新規)	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 420万円以上520万円未満 の者	1.9	132,240 円
第11段階 (新規)	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 520万円以上620万円未満 の者	2.1	146,160 円
第12段階 (新規)	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 620万円以上720万円未満 の者	2.3	160,080 円
第13段階 (新規)	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 720万円以上 の者	2.4	167,040 円

(2) 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：高齢者福祉課)

議案第58号

佐伯市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

(議案書78ページ)

令和6年度の介護報酬に係る改定が行われることに併せ、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の省令が改正されたことに伴い、次の表に掲げる条例を改正しようとするものである。

改正条例の条番号	条例の名称
第1条	佐伯市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
第2条	佐伯市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
第3条	佐伯市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例
第4条	佐伯市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例

<主な改正の内容>

(1) 全サービス共通

- ア 「書面掲示」規制の見直し
- イ 管理者の兼務範囲の明確化
- ウ 身体的拘束等の適正化の推進

(2) 多機能系サービス

ア (介護予防) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護に係る事項

管理者の兼務

イ 看護小規模多機能型居宅介護に係る事項

サービス内容の明確化

(3) 居宅介護支援及び介護予防支援

ア 居宅介護支援及び介護予防支援に係る事項

指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング

イ 居宅介護支援に係る事項

- (ア) 公正中立性の確保のための取組の見直し
- (イ) ケアマネージャー1人当たりの取扱件数

ウ 介護予防支援に係る事項

介護予防支援の円滑な実施

(4) 居住系サービス

ア 地域密着型特定施設入居者生活介護及び（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る事項

- (ア) 協力医療機関との連携体制の構築
- (イ) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護に係る事項

生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化

(5) 施設系サービス

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る事項

- (ア) 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け
- (イ) ユニットケアの質の向上のための体制の確保
- (ウ) 協力医療機関との連携体制の構築
- (エ) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

(6) 多機能系サービス（（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護）、居住系サービス（地域密着型特定施設入居者生活介護及び（介護予防）認知症対応型共同生活介護）及び施設系サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）共通

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

(7) 施行期日

令和6年4月1日

※上記（1）アは、1年間適用しない経過措置を設ける。

※上記（1）ウは、1年間努力義務とする経過措置を設ける。

※上記（5）（ウ）及び（6）は、3年間努力義務とする経過措置を設ける。

（担当課：高齢者福祉課）

議案第 59 号

佐伯市公民館条例の一部改正について

(議案書 95 ページ)

現佐伯地区公民館は、公民館活動を行う上で、設備や機能面で支障を来しており、耐震性もないと想定される危険な建物であるため、度々地区から移転等の要望があり、早急な対応が必要であることから、令和 6 年 5 月から佐伯地区公民館を暫定的に旧三余館に移転し、供用を開始しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 佐伯地区公民館の位置及び使用料の改正

佐伯地区公民館の位置及び使用料を次のように改める(別表第 1 及び別表第 2 改正関係)。

ア 位置

改正前	改正後
佐伯市中の島 2 丁目 20 番 26 号	佐伯市大手町 1 丁目 2 番 12 号

イ 使用料(1 時間当たり)

改正前		
改正前	研修室	300 円
	大集会室	620 円
改正後	和室(城山)、和室(番匠)、 実習室、特別会議室	300 円 (冷暖房費 100 円)
	大会議室、多目的室	620 円 (冷暖房費 200 円)
	ホール	2,080 円 (冷暖房費 1,030 円)

(2) 施行期日

令和 6 年 5 月 1 日

(担当課：社会教育課)

議案第 60 号

佐伯市宇目農村環境改善センター条例の一部改正について (議案書 96 ページ)

佐伯市宇目農村環境改善センターの多目的ホールに設置している冷暖房設備は、故障により、現在使用できない状態となっている。

当該設備を設置している多目的ホールは、その大半が運動目的で利用しているため、冷暖房設備の利用はほとんどなく、修理による費用対効果が見込めないことから、当該設備の供用を廃止しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 使用料の削除

多目的ホールの冷暖房設備に係る使用料を削除する(別表改正関係)。

<冷暖房設備の使用料(1時間当たり)>

区分	改正前		改正後
多目的ホール	2,750 円	⇒	削除

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：社会教育課)

議案第 61 号

佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について (議案書 97 ページ)

「佐伯市最勝海宿泊研修施設条例」を廃止しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 佐伯市最勝海宿泊研修施設条例の廃止

佐伯市最勝海宿泊研修施設は、旧最勝海中学校(昭和 56 年建築)の 2 階部分のみを平成 17 年に改築し供用している施設である。

当該施設は、耐震性はあるものの、老朽化が進んでおり、宿泊部屋には空調設備もなく、現在は、大浴場のボイラー設備の故障により休止中である。

当該施設は、利用者も恒常的に少なく、今後、設備の新設や修理等をしてまで施設を維持する必要性も見出し難く、他の類似施設もあることから、今後も社会教育施設として活用していくことは困難であるため、「佐伯市最勝海宿泊研修施設条例」を廃止する(本則第 86 号追加関係)。

(2) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

(担当課：社会教育課)

議案第 62 号

財産の取得について（焼却灰吸引用車両）

（議案書 98 ページ）

旧町村に仮置きしている焼却灰を運搬するための吸引車を購入する必要がある。

この車両の購入に当たり、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- (1) **購入予定車両** 吸引車（焼却灰吸引用） 1 台
- (2) **購入の方法** 指名競争入札
- (3) **予定価格** 29,985,146 円（税抜き 27,268,315 円）
- (4) **入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）**

入札業者	入札金額	備考
いすゞ自動車九州（株）中九州支社 大分支店佐伯営業所	22,917,339 円	落札
三菱ふそうトラック・バス（株）九 州ふそう佐伯サービスセンター	辞退	
九州日野自動車（株）大分支店	辞退	

- (5) **契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）**

佐伯市弥生大字井崎 968 番地

いすゞ自動車九州株式会社中九州支社 大分支店佐伯営業所

所長 泥谷 孝

25,199,375 円

（落札率：84.04%）

【その他参考事項】

- (1) **納入期限** 令和 7 年 9 月 30 日
- (2) **購入費の財源内訳**

（単位：円）

購入費	財源内訳	
	過疎対策事業債	一般財源
25,199,375	24,900,000	299,375

（担当課：清掃課）

議案第 63 号

佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者廣田有加）

（議案書 99 ページ）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 4 条第 2 項の規定により、教育委員会の委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命することとされている。

本市の教育委員会の委員のうち、小寺香里（こでら かおり）委員の任期が令和 6 年 5 月 20 日で満了するため、新たに廣田有加（ひろた ゆか）氏を任命するに当たり、議会の同意を求めようとするものである。

（担当課：総務課）

諮 問

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者増村鈴栄） （議案書 101 ページ）

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされている。

本市の人権擁護委員のうち坪根邦子（つばね くニコ）委員の任期が令和 6 年 6 月 30 日で満了するため、新たに増村鈴栄（ますむら すずえ）氏を推薦しようとするものである。

（担当課：福祉保健企画課）

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者河野明宏） （議案書 103 ページ）

諮問第 1 号と同様の諮問である。

本市の人権擁護委員のうち河野明宏（こうの あきひろ）委員の任期が令和 6 年 6 月 30 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

（担当課：福祉保健企画課）

諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者尾崎進） （議案書 105 ページ）

諮問第 1 号と同様の諮問である。

本市の人権擁護委員のうち尾崎進（おざき すすむ）委員の任期が令和 6 年 6 月 30 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

（担当課：福祉保健企画課）

諮問第 4 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者裁松弘道） （議案書 107 ページ）

諮問第 1 号と同様の諮問である。

本市の人権擁護委員のうち田北文恵（たきた ふみえ）委員の任期が令和 6 年 6 月 30 日で満了するため、新たに裁松弘道（うえまつ ひろみち）氏を推薦しようとするものである。

（担当課：福祉保健企画課）

諮問第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者三股伸一郎） （議案書 109 ページ）

諮問第 1 号と同様の諮問である。

本市の人権擁護委員のうち安倍都美（あべ とみ）委員の任期が令和 6 年 6 月 30 日で満了するため、新たに三股伸一郎（みまた しんいちろう）氏を推薦しようとするものである。

（担当課：福祉保健企画課）

諮問第 6 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者中島直人） （議案書 111 ページ）

諮問第 1 号と同様の諮問である。

本市の人権擁護委員のうち中島直人（なかしま なおと）委員の任期が令和 6 年 6 月 30 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

（担当課：福祉保健企画課）

諮問第 7 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者染矢裕紹） （議案書 113 ページ）

諮問第 1 号と同様の諮問である。

本市の人権擁護委員のうち高橋千枝子（たかはし ちえこ）委員の任期が令和 6 年 6 月 30 日で満了するため、新たに染矢裕紹（そめや ひろつぐ）氏を推薦しようとするものである。

（担当課：福祉保健企画課）

専決処分の報告

報告第2号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 116 ページ)

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、令和 6 年 1 月 16 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

(1) **事 件 名**：佐伯市鶴見大字沖松浦 1010 番 16 で発生した車両損傷事故に係る損害賠償事件

(2) **相 手 方**：

(3) **事件の概要**：令和 5 年 11 月 26 日の佐伯市消防団鶴見方面隊沖松浦分団の消防訓練終了後、当該分団の消防団員が、佐伯市鶴見大字沖松浦 1010 番 16 内の消防ホース乾燥塔において消防ホースを干していたところ、当該ホースの固定が不十分であったため、同月 28 日午後 3 時頃に強風にあおられ、同地番に駐車中の相手方が所有する自動車に当該ホースの先端部等が接触し、当該自動車を損傷した。

(4) **和解内容**：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(5) **賠償根拠**：国家賠償法第 1 条第 1 項

(6) **賠償金額**：324,355 円 (保険適用範囲内)

上記金額の内訳 車両修理費 324,355 円

(担当課：消防総務課)

報告事項

第1号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 118 ページ)

市長の専決処分事項に関する条例本則第1号及び第2号の事項(1件 200万円以内の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定)について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

- (1) **専決処分日**：令和5年12月11日
- (2) **事故の場所**：佐伯市上浦大字浅海井浦409番地4浅海井団地88-Aの駐車場
- (3) **相手方**：
- (4) **事故の概要**：令和5年10月13日午後2時45分頃、佐伯市上浦大字浅海井浦409番地4浅海井団地88-Aの駐車場において、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転し、当該駐車場から出場するため右後方へ切り返そうと後進していたところ、後方確認が不十分であったため、後方に駐車していた相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車の後部バンパー及びドアパネルを損傷した。
- (5) **和解内容**：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (6) **賠償金額**：301,885円(保険適用範囲内)
上記金額の内訳
 車両修理費 236,885円
 代車費用 65,000円
(担当課：建築住宅課)

第2号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 120 ページ)

第1号報告と同様の報告である。

- (1) **専決処分日**：令和6年1月12日
- (2) **事故の場所**：佐伯市弥生大字小田882番地6付近の国道10号番匠交差点
- (3) **相手方**：
- (4) **事故の概要**：令和5年10月5日午後2時25分頃、佐伯市弥生大字小田882番地6付近の国道10号番匠交差点において、佐伯市職員が職務上運転する市有自動車を赤信号により停止させた際、助手席に置いてあった燃料チケットが床に落ちたため拾い上げようとしたところ、フットブレーキの踏み込みが緩んだことにより、当該市有自動車が前進し、前方で停止していた相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車の後部ドア及びバンパーを損傷した。
- (5) **和解内容**：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (6) **賠償金額**：272,580円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳	車両修理費	217,580円
	代車費用	55,000円

(担当課：議会事務局)